

マイカーローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	カーライフプラン
ご利用 いただける方	1. 年齢が満20歳以上の方 2. 安定継続した収入がある方 (就職が内定している学生も条件付にて可) 派遣社員・パートの方の収入については、「年収が150万円以上ある方」または「年収が90万円以上でご家族と同居している方」が基準となります。 3. 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 4. 当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが可能です。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	1. 申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ① 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ② 車検・修理費用 ③ パーツ・オプションの購入・取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 申込人が①から⑥を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社(消費者金融業は除く)から借入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ⑧ 営業用車輜や個人から購入する車輜は対象外とします。
ご融資限度額	1万円以上1,000万円以内(1万円単位)
ご利用期間	3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	1. 変動金利・固定金利のいずれかを選択できます。 ①〔固定金利型〕 イ. お借入時の利率は、返済終了時まで適用いたします。 ただし、金利情勢により金利が変動する場合があります。 ②〔変動金利型〕 イ. お借入時の当金庫所定の基準金利とします。 ロ. お借入後の利率は、基準金利(当金庫長期プライムレート)の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。毎年4月1日・10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行い、翌々月返済分から新利率が適用されます。 ハ. お借入期間中に固定金利への変更はできません。 2. 金利については窓口にお問い合わせください。
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。元金返済据置期間は6ヵ月以内ボーナス併用も可能です。ただしボーナス返済部分の元金のご融資金額の50%以内です。 ※就職内定者の方は、6ヵ月以内または就職月の翌々月まで元金据置可
保証人・担保	1. 保証人・担保は不要です。 2. 一般社団法人しんきん保証基金の保証制度をご利用いただけます。
手数料等	1. 保証料: ご融資利率に含まれます。 2. 返済条件を変更する場合には、手数料11,000円が必要です。

敦賀信用金庫

マイカーローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	カーライフプラン
ご用意 いただくもの	1. 公的所得証明書等 (ご融資金額100万円以下の場合、年収確認書類は不要です。) 2. 本人確認書類(運転免許証(表裏)、申込人が運転免許証を取得していない方は、パスポート・マイナンバーカード(表のみ)・運転経歴証明書(表裏)) 3. 注文書、請求書または見積書 4. 普通預金お取引印鑑 等が必要です。
交通事故傷害 保険	1. 保険料は当金庫が負担します。 2. 保険期間は、カーライフプランのご融資実行時から、債務の弁済完了時までとなります。
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0770-22-9433)、苦情等は、営業店または総務部(9時~17時、電話:0770-22-9430)にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他	1. ご融資金は購入先に振込みをさせていただきます。 2. お申込みに際しましては、当金庫および保証会社の審査をさせていただきます。その審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 3. 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。ホームページでも返済額を試算できます。